

## 裁判員等経験者の意見交換会議事録

日 時 平成27年5月11日（月）午後1時30分から午後3時まで

場 所 高知地方裁判所大会議室（6階）

### 参加者等

司会者 朝山芳史（高知地方裁判所長）

裁判官 石原和孝（高知地方裁判所刑事部判事補）

検察官 知花宏樹（高知地方検察庁検事）

弁護士 岩崎淳司（高知弁護士会所属弁護士）

裁判員等経験者1番 60代 男 臨時職員（以下「1番」と略記）

裁判員等経験者2番 70代 女 （以下「2番」と略記）

裁判員等経験者3番 40代 男 自営（以下「3番」と略記）

裁判員等経験者4番 50代 女 自営業（以下「4番」と略記）

裁判員等経験者5番 50代 男 （以下「5番」と略記）

（記者クラブ記者7名）

### 議事内容

#### 自己紹介及び意見交換会の趣旨説明

##### 司会者

本日は、お忙しいところをお越しいただき、誠にありがとうございます。私は、高知地方裁判所長の朝山でございます。本日は、司会を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。まず、出席者の自己紹介から始めさせていただきますと思います。

##### 裁判官

裁判官の石原と申します。平成26年4月から裁判員裁判を担当しております。初めましてという方もいらっしゃいますし、ごぶさたしておりますという方もいらっしゃると思います。裁判中もいろいろと御意見等を伺っているかと思

けれども、改めて今日御意見を伺えるという機会ということで、少し怖いながらも楽しみにしております。どうぞよろしく願いいたします。

#### 検察官

高知地方検察庁で検察官をしております知花といいます。昨年度、裁判員裁判を3件担当させていただきました。裁判員裁判が平成21年に始まって6年近く経っているんですけど、検察庁は、裁判員の皆様の意見を聴きながら、今後どういうふうなやり方が分かりやすいかどうか日々考えておりますので、今日は裁判員経験者の皆様の意見を聴かせていただき、活用したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### 弁護士

弁護士の岩崎淳司と申します。高知弁護士会刑事弁護委員長を務めております。弁護士会の刑事弁護委員会というところは、各弁護士の刑事裁判の能力の向上や刑事裁判が抱えている問題点を研究したりすることを主たる目的として活動している会でございます。本日は、裁判員裁判に参加していただいた皆さんから、高知弁護士会の弁護士はこうすれば良かったとか、ああすれば良かったとか、どうしてこういうことをしたんだろうという点について、率直な意見をいただきまして、それを刑事弁護委員会に持ち帰って、研さんの材料にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### 司会者

それでは、本日の趣旨を説明させていただきます。裁判員裁判は平成21年5月から始まり、既に約6年が経過しました。その間、高知地裁でも、38人の被告人に判決が言い渡され、309名の県民の方に裁判員及び補充裁判員として参加していただきました。そこで、本日の段階で裁判員等を経験された皆さんから率直な御意見、御感想をお伺いし、今後の裁判員裁判の運用等に役立てさせていただきたいと考えた次第です。また、報道機関を通じまして、皆様のお声を情報発信することによって、これから裁判員裁判に参加される県民の皆様の御不安や

御負担の軽減を図りたいと思っています。

最初に、裁判員裁判を経験された皆様には、何月頃、どのような事件に関与されたのかをお話しいただきたいと思います。1番の方から順にお願いします。

1番

私は、平成25年2月の傷害致死事件の裁判員に選ばれて担当させていただきました。

2番

私は、平成25年12月の強盗強姦等の事件を担当しました。

3番

私は、昨年の春、現住建造物放火等の事件で、補充裁判員として選任されたので参加いたしました。

4番

私は、平成26年7月の殺人未遂事件を担当しました。

5番

私は、平成26年9月末くらいの傷害致死事件を担当しました。

司会者

お手元に裁判員等経験者意見交換会進行予定というペーパーをお配りしていますが、おおむねこの予定表に沿って、主に司会者から質問をさせていただきます。ただし、裁判官、検察官、弁護士から質問することもありますし、皆さんの方から裁判官、検察官、弁護士に質問していただいても結構です。また、最後に報道機関の方から質問がございます。忌憚のない率直な御意見を承ることができればありがたいと思っております。

## テーマ1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象

司会者

まず、テーマ1です。皆さんが裁判員裁判に参加されてから長い方で2年余り、

短い方で7か月ほどが経っていますが、裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象をお願いします。

1 番

平成25年2月だったと思うので、約2年以上経ちますが、当初裁判員に選ばれるとは全然思っていなくて、無作為の抽選にまず通って、裁判所の抽選でまた通って裁判員になったわけですが、裁判が終わった後、僕一人で記者会見40分くらいやったんです。当時の裁判長に記者会見に一人で出るのは大変ですねと言われていましたが、そのとき何を質問されて何を言ったのかというのはあんまり記憶にないんです。ただ、あれからもう2年経ったんですけど、報道関係とか事件について以前よりは興味を持つようになって、少年法の問題だとか、死刑の問題だとか、色々なことを考えるようになりました。当時裁判員に選ばれたときに失敗したと思ったのは、被告人に対して直接質疑する機会があったんですけど、言わなかったことです。

司会者

補充質問ですね。

1 番

はい。ありませんかと言われたときに、ここまで出ていたんですけど、裁判官の方に皆さんお願いしてたもんですから、僕も右にならえと、こういうことを聞いて下さいと伝えたことがあります。今は、それを非常に情けなく思っています。というのは、これから裁判員になる方へのメッセージにもなるんですが、どうか責任感を持って、自分で質疑してもらいたいと思いました。無作為に選ばれるんですけど、裁判員となったら本当に自分が裁判官となった感じで最後の判決まで関わってもらいたいというのがあります。

2 番

私は裁判員に選ばれたときに、どんなふうに裁判が行われているのか、どんな犯罪を犯しているのか見たいと思って参加しました。

### 3番

まず、最高裁判所から封筒がきたんですけど、皆さんと同じようにまさか選ばれるとは思っていませんでした。感想ですけど、裁判所に来ていろいろ御案内いただいたりするんですが、裁判官も職員の方も非常に丁寧に接していただいてよかったというか、緊張がほぐれたと思います。ちょうど僕が担当したときは、消費税が8パーセントに上がる時期でして、仕事で刷新するものがたくさんあって忙しかった時期で、どうしても来れないとお断りしようかと思いましたが、選ばれたらお受けしようということで頑張ってきました。今のところ参加して良かったと思っています。

### 4番

私も最初通知を受け取ったときはびっくりしました。中に入っていた解説を見たり、図書館に行って裁判員を経験された方の本を読んだりとか、自分が選ばれるとは思っていませんでしたが、ひょっと選ばれたときに分からないのでちょっと勉強したりしました。それで、これは国民の義務だ、もし選ばれたらきちんと参加しようというふうに思いました。選挙と一緒に国民としての義務だから、もし選ばれたら参加しなければいけないと思うし、やらせていただいて新聞を読む面とかも増えましたし、自分のためになったと思います。

### 5番

私も初めは選ばれるとは思わなかったし、選ばれたときには、評議の間とかもすごく重苦しい雰囲気、ため息が出るようなそんな感じで帰らなければいけないのかなと想像していたんですけど、裁判官の方のサポートなんかもよくて、一日が淡々と進んでいくというか、当初思っていたような重苦しさが残るような感じではなかったので、済んでほっとしたというか、そういう印象でした。

## テーマ2 審理における感想、意見

司会者

次にテーマ2ですが、法廷における審理の内容が分かりやすかったか、分かりにくかったとしたら、それはどのようなところか。例えば、説明が詳しすぎる、分かりにくい、長い、単調である、言葉の意味が専門的な言葉で分からないなどがあると思いますが、これらについてお伺いします。

最初に、冒頭陳述についてお聞きします。冒頭陳述とは、証拠調べの前に、検察官、弁護人がそれぞれ自分の証拠で明らかにしようという事柄について述べることを言います。裁判で判断を行う上で最も大切なのは証拠調べですが、証拠調べを聞く際に何も手がかりがないと何のために証拠を調べていくのか分からないので、証拠で明らかにしようとすることを簡単に説明するのです。

このような検察官や弁護人の冒頭陳述について、分かりやすかったとか、この点が分かりにくかったとか、御感想をお聞かせください。

#### 1 番

こんなことを言うてはなんですが、検察官や弁護人もそれぞれの仕事を一生懸命にやっているという印象を受けました。感想としては、双方ともすごく丁寧に説明されて、理解もし易かったという印象を持っています。

#### 司会者

冒頭陳述ということで、検察官から御質問していただけますでしょうか。

#### 検察官

冒頭陳述に限定して質問させていただきます。証拠調べの前に、まずは検察官において、今回の事件はこのような事件であるという説明をした後、証人や写真などが出てくる手続に入るのですが、その説明内容について、初めの段階で詳しく言い過ぎて、分かりにくかったという点はありませんでしたか。もう少し短くした方がよかったのではないかという御意見もあろうかと思います。冒頭陳述の内容は、次の証拠調べの内容と同じものですので、冒頭陳述の内容は詳しいものではなく、簡単なものでよかったのではないかという御意見があれば、お聞かせください。

4 番

私が担当した事件では、他の裁判員の方が、冒頭陳述や証拠調べが長く、言葉の意味も分からなかったと言われていました。評議のときに、裁判官に質問し、説明を受けて理解したことから、最初における説明は簡単なものでよかったと思います。

5 番

これといった印象はありませんでした。検察官や弁護人の冒頭陳述を聞き入っていたことから、長いとか短いとかと感ずることはありませんでした。

3 番

繰り返しももありましたけど、そういうものだろうという思いしかなく、違和感はありませんでした。

司会者

弁護士から御質問はございますか。

弁護士

冒頭陳述では、これから証拠によって証明すべき事実を、検察官は検察官の立場で、弁護士は弁護人の立場で説明するのですが、弁護人の冒頭陳述について、検察官のものと比べて、このような点が見劣りしたとかこのような点を見習ったらよかったのではないかとといったことがあれば、教えていただけないでしょうか。

5 番

検察官の冒頭陳述はすごく分かりやすかったです。それに比べて弁護人の冒頭陳述はちょっと分かりにくいところがありました。事件の風景が頭に浮かばないと感じました。検察官の方より見劣りすると感じました。

司会者

今の御発言ですが、弁護人の冒頭陳述は、検察官の冒頭陳述に比べると具体的なイメージが浮かびにくかったということでしょうか。

5 番

そのように感じました。

4番

初めての経験で、検察官や弁護人の説明を一生懸命に聞いて中身を把握しないといけないと思っていたので、説明の仕方まで気にするような余裕がありませんでした。

司会者

次に、証拠書類や写真の取り調べについてお聞きします。法廷では、証拠書類が朗読されたり、写真や証拠物を実際に取り調べたりしたと思いますが、取り調べた内容は分かりやすかったですでしょうか。

1番

非常によく理解できたと思います。図面をモニターで映したり、被害者の写真を配ってくれたりしてくれたので、特に分かりにくかったということはありませんでした。

2番

検察官が、被告人が犯行に使ったのと同じガムテープを用意して、法廷内で縛った状況を再現してくれたことで、よく理解できました。

3番

放火の現場写真や見取図を出してもらいましたが、いずれも工夫されていて分かりやすいものでした。

4番

犯行に使用した包丁を見せてくれたことで包丁に傷が付いていることもわかってよかったと思いました。被害者の負傷状況を書面を出してくれたこともあって、当時の被害者の気持ちをくみ取ることができました。

5番

頭部の模型や人体図を使った説明を受けたことで、負傷状態などがよく分かりました。証拠調べの中で分かりにくかったところはありませんでした。



司会者

検察官から証拠書類に関する御質問があるようなのでお願いします。

検察官

証拠調べの中で、検察官が紙を読み上げて、この人はこのようなことを言っていましたというのと、実際に証人として裁判に出てきて、その場で話をしてもらうという2つのパターンがあるのですが、審理をするに当たって、どちらの方が分かりやすかったか、感じやすいかどうかを教えてくださいませんか。

1 番

私が担当した事件では、事件関係者に全員証人として証言してもらったと思うのですが、非常に分かりやすかったです。

4 番

被害者の方が、衝立をして被告人に見えない状態で証言してくれたのですが、被害者が被告人を恐れている様子がよく分かりました。個人的には、紙を読んで聞くよりも、実際に証人を目にして聞いた方が分かりやすかったと思います。

司会者

実際に証人が出てこられなくなって、その証人の警察官や検察官の前で録られた調書を取り調べることとなったが、本当は証人としての証言を聞きたかったという御経験がある方はいらっしゃいますか。

4 番

私が担当した事件は両方（被告人と被害者）の子どもさんの結婚問題のことで事件になりましたので、子どもさんがどういう気持ちだったのか、刑を決める上で証人として呼ぶべきではなかったかと思いました。

1 番

私の場合は、審理期間が8日間と長かったため、一人一人の証人、傷害致死を認定した先生まで呼んで聞いたのですが、みなさん、どのくらいの審理期間だったのでしょうか。

司会者

今回、御参加いただいている方の中で審理期間が一番長い方は1番の方の8日間、その次が2番、5番の方の5日間、そして、3番、4番の方の4日間となっています。新聞報道などによりますと、長いケースでは、1か月とか、3か月以上掛かるものもありますが、大体は4日間ぐらいが多いですね。

逆に、証人として出てきてもらったが、この人は別に証人として聞く必要はなかった、調書を読み上げるだけでよかったのではないかという感想をお持ちになった方はいらっしゃいますか。

(参加者からの発言なし)

司会者

では次に、証人尋問や被告人質問についてお聞きします。皆さんは、法廷で証人や被告人から直接話を聞いたのを覚えていらっしゃいますか。法廷で直接話を聞かれて、どのようにお感じになりましたでしょうか。例えば、検察官や弁護人の尋問や質問の仕方が適切であったとか、適切でなかったとかなどです。

1番

私には適切か不適切かの判断はできませんが、テレビドラマで見るような、検察官の質問を弁護人が裁判長に言って止めるような場面が二、三回あって、本当にあるんだなと思いました。どういう理由で証言を止めたのかは、法律の素人である私には全然分からなかったのですが、結構多くて、その印象が強く残っています。被告人質問では、被告人の言葉が全て判決にかかってきたところがありました。

司会者

今おっしゃったのは、異議申立てのことですね。例えば検察官の尋問に対し、弁護人が「誘導尋問だ。」と異議を述べるという。

1番

はい、お互いにありました。それを裁判長が認めて、「では、質問を変えてく

ださい。」と。私の場合、結構ありました。

司会者

他の方はいかがですか。検察官や弁護人の質問が長すぎるとか、あるいは、聞き足りなかったといった御感想でも構いませんが。

2番

私の場合、ちょっと聞こえにくいところがありました。

また、被告人の身内の方が証人として出てきたとき、被告人が証言を聞いて泣いていました。私は、泣くくらいなら、初めから犯行をやらなければよいではないか、本当に反省しているのかな、と思いました。

司会者

証人尋問はあまり効果的ではなかったということですか。

2番

そうですね。

3番

放火事件で、被告人も認めていましたので、問題もなく淡々と進んでいきました。被告人のお母さんが法廷に立たれ、いろいろな質問を受け、泣きながら答えていましたが、それがかわいそうでした。裁判を受けていること自体で、刑を受けているようなイメージがありました。

4番

被告人の方は自分が悪いと認めていましたので、あまり……。

司会者

先ほどの殺人未遂事件で被害者が証人として出られたということですが、その証人に対する検察官や弁護人の質問の仕方は適切でしたか。

4番

そんなに何度も質問があったという記憶はありません。刑を重くしてほしいとは言っていましたが、そのくらいしか覚えていません。

5 番

私の場合も被告人が認めていましたので、特に印象に残ることはなかったように思います。

司会者

この件について、検察官から何かお聞きになりたいことはありますか。

検察官

私が担当した事件で、被告人の言っていることと、目撃した人の言っていることが食い違っていた事件がありました。確か5番の方が担当されたと思います。この事件では、被告人と反対のことを言っている人は法廷には出ず、紙だけを読み上げたと思うのですが、この場合、どちらが正しいのか判断するに当たって、判断しづらいとか、また、どういった点をもってどちらが正しいと判断されたのか、何か参考になることがあれば教えていただきたいと思います。

5 番

確かにありました。目撃者の方が言っていることを説明したときに被告人が首をかしげるシーンがありました。目撃した人が一人ではなく複数で、皆さん同じ意見でしたので、被告人は首をかしげていたものの、やっぱり複数の意見の方が本当ではないかと思いました。

検察官

検察官の被告人に対する質問で、もっとここを聞いてほしかったとか、あるいは、どうしてこんなことを聞くのか意味が分からなかったとか、逆にこういう点良かったみたいなところがあれば、お聞かせください。

5 番

被告人が首をかしげたところですが、裁判が始まる前に、弁護人と話し合ったり、何かしないのでしょうか。証人が喋るまで被告人が知らなかったから、被告人は違うぞという感じで首をかしげていたようなのですが。

裁判官

弁護人が付くと、弁護人は、被告人に「こういう証拠が出ていますよ。」と証拠を読み聞かせていると思いますので、被告人も一応内容は把握しているとは思いますが、それでも法廷でいざ聞いてみると、納得いかないなどというのがあったのかもしれませんが、その辺りのところは分かりませんが、基本的には内容は知っていると思います。

司会者

弁護人から「警察官の前ではこういうことを言っているよ。」と聞かされていても、実際に証人に面と向かってそういう発言をされると、被告人としては首をかしげてしまうというケースはありますからね。

弁護人のお立場から、何かお聞きしたいことがあればお願いします。

弁護士

弁護人の証人や被告人に対する質問を聞いていて、何でこんなことを聞くのだろうかとか、あるいは、どうしてここを聞かないのだろうかとか、さらには、ある質問に対してもっと突っ込んだらよかったのにとか、消化不良になったり、疑問を抱いたりしたことがあれば、教えてください。

1 番

私のときは確か、弁護人が二人就いていました。一人は若い方で、もう一人は元検察官で弁護士になられた方だったと思います。

正直、若い方の言っていることはよく分かりませんでした。何を言いたいのかと。それが、もう一人の弁護人が出て弁護をすると完璧に分かるのです。

誰だって初めから玄人の弁護人になれるわけではありませんから、弁護の経験を積んで成長していくということになると思うのですが、みんな「分かりづらかったよね。」と話していました。

どんなことが分かりづらかったかという中身の問題ではなく、その方が弁護された場合には全体が何かうやむやになって分からなくなる、それをもう一人の方がカバーすると全然違うという印象を持っています。

司会者

非常に貴重な御意見，どうもありがとうございました。

要するに，若い弁護人が聞いた質問の意図が分からない，もう一人の弁護人が補充するとその質問の意図が分かる，ということですね。

1 番

はい。

司会者

そのような御経験をされた方，あるいは，別の御意見をお持ちの方，いらっしゃいませんか。

裁判員裁判事件では弁護人が二人就くことが多く，一方は良かったが，もう一方はそうでもなかったというケースもあろうかと思いますが，いかがでしょうか。

4 番

殺人未遂で大きな事件でしたが，被告人本人が認めていましたので，あまり深く立ち入ることもなく，審理は進みやすかったです。事件の内容によって違うと思いますが，たまたま私が立ち会った事件については，裁判員の中で大きく論議した点はなかったと記憶しています。

司会者

2 番の方の事件では，被告人が，証人が出てきたときに泣いてしまったということでした。証人は被告人請求証人だと思いましたが，弁護人の質問の仕方に何かまずい点でもあったのでしょうか。

2 番

証人は被告人の元妻で，その元妻が「刑が20年になっても，私は待ちます。」と答えたときに，被告人が泣いたのです。

私は，「えー，待つんですか。」と思いました。

司会者

次に，論告・弁論についてお聞きします。

証拠調べが終わりますと、検察官、弁護人の立場から事件に対する意見ということで、検察官の場合には論告、弁護人の場合には弁論という形で、それぞれ意見を述べていただく手続があります。

この検察官の論告、弁護人の弁論それぞれについて、あるいは、どちらか一方だけでも結構ですが、分かり易いものであったかどうか、御感想をお聞かせください。

1 番

証人尋問が3日間ありましたが、それによって、みんなが思ったのは、被告人に不利だということでした。被告人には当初から反省の色が見られないということもあって、証人の証言が全て認められる形になりました。だから、特に、論告がおかしいとか、きついかとかという話はありませんでした。みなさん、納得していたと思います。

司会者

1 番の方が担当された事件は、否認事件ということで争いのある事件だったということですが、検察官の論告も弁護人の弁論も、それ自体はよく分かったということですか。

1 番

はい。

2 番

検察官の論告については、事件の内容が強姦等でしたから、細かく話をされて聞くのが嫌だなという感じでした。

3 番

淡々としていて、両者の総まとめを聞いたという感じで、特に印象というのはないです。

4 番

私もあまり印象には残っていません。

5 番

私も、被告人が認めていたということもあって、それほど印象はないですけど、終始弁護人が検察官に押され気味であったという印象です。検察官から渡された文章などは、図や表が中に入っていて見やすかったのですが、弁護人から渡された文章は文字の羅列ばかりで、昔の本のような印象を受けました。終始、検察官がリードというとおかしいですが、そのような印象でした。

司会者

検察官の論告は、図などを取り入れて分かりやすかったけれども、弁護人の弁論は、文字で書かれたものだけで、あまりぴんと来なかったということですか。

5 番

全くぴんと来ないというわけではないのですが、ちょっとそういう感じがありました。

司会者

説得力が劣っていたということですか。

5 番

そういう感じですか。

司会者

検察官と弁護人、それぞれのお立場から御質問はありますか。

検察官

検察官の論告について御質問します。論告を聞いて結論が変わった、例えば、刑を重くしようと思った、逆に、それは言い過ぎではないかということで、印象が悪くなったというような論告の影響についてお聞かせ願いたいです。

1 番

私は、特に感じませんでした。

司会者

他に検察官の論告に違和感を感じたり、あるいは意見を形成するのに影響があ



った方はいませんか。5番の方はどうですか。

5番

先ほども話したように、文書などは検察官の方が見栄えが良かったのですが、決定するときには裁判官の補足説明がありましたので、私の場合は、そういう面での影響はありませんでした。

司会者

弁護士からは何かありますか。

弁護士

検察官は、求刑と言って、懲役何年が相当であるということを論告の最後に意見として必ず述べられるんですが、それは、裁判員裁判に限らず従前の裁判官だけの裁判でも、ずっとそういう裁判が続いてきています。裁判員裁判が始まるまでの弁護人の最後の意見は、なるべく軽い刑にしてください、あるいは、執行猶予にしてくださいという言い方がほとんどだったのですが、皆さんが担当された裁判員裁判の弁護人の意見で、懲役何年が相当ですなどと具体的な数字を挙げて意見が述べられたかどうか、述べられたとして、その弁護人の意見についてどんな印象を持ったのか、感想を聞かせてください。

司会者

この中で、今弁護士が言ったように、弁護人としては懲役何年が相当であるという意見を述べられた事件に遭遇された方はおられますか。

1番

私の場合はなかったです。

司会者

因果関係が争われているケースですと、「被害者が亡くなったという結果に対しては被告人の責任がないので、怪我を負わせたという点だけだとこれくらいの刑が妥当ですよ。」と具体的な数字が述べられたのですか。

1番

そうではなかったです。

司会者

他の方，弁護人から懲役何年くらいが相当だという意見はなかったですか。5番の方どうぞ。

5番

弁護人の方から，意見とかそういうものは特にありませんでした。

司会者

弁護人から何年くらいが相当であると言われて，それはちょっと見方がおかしいのではないかと感じられたか，あるいは，そのとおりだ，もっともな意見だと感じられたのか，その辺はいかがですか。

5番

比較するものもなかったのですが，どちらかというところ，もっともだと思う方が強かったです。

司会者

あとのケースは，「寛大な判決を。」とか「執行猶予の判決を。」というような弁論だったのでしょうか。3番の方，どうですか。

3番

はい。そのような感じで，具体的な数字は出なかったように記憶しております。

司会者

4番の方は。

4番

出ましたけど，検察官の意見とそう大きくは違わなかったです。聞いた瞬間は，刑の長さについてはよく分からなかったです。帰ってから裁判官に説明していただいて，刑について勉強みたいなことをしました。論告，弁論の前だったのか，その後だったのか分からなくなりましたが，こういう事件ではこれくらいの年数ですというのを伺いして，こういう決め方なんだなと思いました。

司会者

検察官の論告と弁護人の弁論の前に、大体こういう事件では過去にこういう判決がされてますよ、ということまでは言わないと思うのですが、弁護人のこれくらいの刑が相当だという意見をお聞きになって、特に御感想はなかったですか。

4番

もっと長いのかなと思いました。

司会者

2番の方の事件では、弁護人は具体的な数字で意見を言わなかったですか。

2番

言いましたけど、忘れました。それに、私たちの出した結果の方が長かったですね。

司会者

それでは、検察官又は弁護人の訴訟活動全般について、御感想をお伺いしたいと思います。良かった点でも悪かった点でも、あるいは、こういう点に気をつけるべきだという意見でもいいですので、おっしゃっていただければと思います。

4番

私は、映画やテレビでしか裁判というものを見たことがなく、全く経験をしたことがなかったので、自分が参加していることの重大さばかりを感じていました。そのため、検察官や弁護人の方のお話の仕方がどうなのかというようなことは何とも意見しにくいというか、テレビとかは過剰にやっているのが、実際には私たちに分かりやすいように淡々と事件の説明をされていたという感じです。

司会者

先ほど、1番の方から、弁護人に就かれた2人のうち1人の方は非常に分かりにくくて、もう1人の方は非常に分かりやすかったという御指摘があったのですが、質問の仕方以外の場面で、弁護人の訴訟活動について御感想はありませんか。

1番

私も初めてだったものですから、裁判というのはこのようにやるのかと思いました。弁護士さんを批判しているのではないですが、あの裁判はとにかく検察官側の印象がすごく強くて。やはり弁護士の方の初めの印象が頭に入っているからかも分かりませんが。

### テーマ3 「評議における感想，意見」

司会者

次に評議の問題について移らせていただきます。法廷での審議が終わった後、評議室に移動して裁判官と裁判員の方で評議をするわけですけれども、十分に議論することができましたでしょうか。評議の時間や評議での説明が分かりやすかったかどうか、それぞれ意見があるかと思しますので、率直な御感想をお伺いしたいと思います。それでは1番の方，どうぞ。

1番

初めての判決を言い渡す場合、私たちはどのくらいの年数を言い渡していいのか全く分からなくて、今までの判例や例題など、裁判長、裁判官にいろんな話を聞いて、検察官の求刑が6年だったのですが、最終的に皆さんで出したのが5年だったんです。本当に親切にいろんなケースについて教えていただいて、私の裁判の場合、懲役5年になったんですけれども、それは裁判長や裁判官によくしていただいたおかげだと思っています。

司会者

2番の方，いかがですか。

2番

被害者の証人が死刑にしてくれと言ったことがありましたが、例を見て、これくらいだったらこれくらいだと思ひまして、何年というのを出しました。

司会者

3番の方は補充裁判員でいらしたんですが、評議についていかがでしたか。

### 3番

言い方がよく分かりませんが、相場を参考にして、あとは、事件について、加害者に精神的な障害がありまして、そこをどこまで酌むかというところでずっと評議されていたような気がします。ある程度、皆さんの総意で決まったのではないかと思います。

### 司会者

相場という話が出ましたので、実際に評議で裁判官がどういう説明をされていたのかという点について、裁判官から説明をしていただけますか。

### 裁判官

それぞれの事件によってやり方は少しずつ変わっていますが、基本的には事実関係を確定して、更にそれをどう評価するかというところまで議論した上で、過去の事例を見てみましょうということで、具体的な事例をいくつも見ていただき、全体の分布も見ていただいて、議論していただいていると思います。そして、その枠を決めていただいた上で、最終的に刑を決めましょうと話していると思います。

### 司会者

4番の方、評議のやり方について御感想をお願いします。

### 4番

分からないところはないですかとか、聞きたいことはないですかとか、よく聞いていただいたので、みんな自分の聞きたいことを積極的に聞けていたと思います。20代の方が3人くらいおられたのですが、割としっかりとした意見を持って質問されていたので、質問の意味が分かりやすくて、判決を決めるときも大きく違わなかったです。

### 司会者

皆さん、評議の中でもしっかりと自分の意見をおっしゃっていたわけですね。

### 4番

はい。こんな事件ならどのくらいの刑ですかとか、みんなが聞いたりして、すぐに探してくださってよかったです。分かりやすかったです。

司会者

5番の方はいかがですか。

5番

判例を見せてもらったのが大きかったと思います。判例を見てなかったら、みんなもっと長いような印象を受けてたみたいで、やっぱりあの判例を見て、大体これくらいの感じかなと。判例を見ないでみんなの意見を聞くのと、見て意見を聞くのとでは、全く違う意見が出ていたのではないかと思いました。

司会者

判例というのは、裁判官が示すグラフや分布図のことをおっしゃっているんですね。

5番

はい。

司会者

裁判官、何かありますか。

裁判官

おそらく傷害致死の事件でしたら、殺人事件の分布図も見てもらって、それとの違いはどうですかというような話もしていると思います。

司会者

例えば、傷害致死の事件でしたら、殺人の場合だとこれくらいになっているというのを見て、参考になったということですか。

5番

そうです。

テーマ4「守秘義務について」

司会者

続きまして、守秘義務について御意見をお伺いします。

評議については、そこで出た話が外部にもれるようなことがあると安心して議論することができなくなりますので、評議室で事件について議論したことは他の方に話すのは控えてくださいというお話が裁判長からあったかと思います。このような守秘義務があることから、特に裁判員裁判が終わった後に御不自由を感じたことがあったかどうか、また、どこまで言ったらいけないのかというような守秘義務の範囲について分かりにくかったという御経験がないかどうかについて御意見をお願いしたいです。

1 番

私の場合は、私が裁判員になったことは当然職場の人も兄弟も知っていましたが、みんな興味がないのか、一言も聞かれたことがありません。この間、裁判員に選ばれたらどうするというような話があったときに、そういえば選ばれていましたねというようなことを言われましたが、それ以上のことはなく、助かっています。

3 番

守秘義務については、かえって周りの人の方が触れては駄目だというような印象があります。私も仕事をしておりますので言いましたが、それ以上は聞かれないですね。だから私も特には言いません。

司会者

大変だったかどうかくらいなら聞いていただいてもいいのですけどね。他の方はないですか。

5 番

私も不自由を感じたことはなかったのですが、今日のこの会に出て、どこまで言っているんだろうと思って、初めてドキドキしました。

## テーマ5 「これから裁判員となる方へのメッセージ」

### 司会者

最後に、これから裁判員となられる方へのメッセージやアドバイスなどをお聞かせください。

#### 1 番

無作為で選ばれますので、選ばれる可能性は皆さんにあると思います。選ばれたら、ただ経験になると安易に考えずに、自分が裁判官になったような気持ちで、いろんな意味で責任感を持って判決まで経験してもらいたいです。先ほど4番の方は皆さん質問をされていたと言っていました。我々のメンバーは皆さんすごい意見を持っていたのに、いざ本番になると、裁判官に質問をお願いしてしまいました。どうぞ、自分の思っていることは自分で直接質問して、理解していただきたいです。

#### 2 番

私も初めてでしたが、一度経験をして、どれだけの人が犯罪を犯しているのかわかった方がいいと思います。

#### 3 番

私は補充裁判員ということで、正直、裁判員の方より意識的には少し軽い気持ちがあったというのは、ゼロではなかったです。参加するべきだとは思いますが、裁判員の制度というのは大変なシステムだといつも思っています。

#### 4 番

この間、高知新聞に載っていたのですが、他人を裁くことに熱心な人ほど裁判に参加したいという意識が強いということを見てすごくびっくりしました。私は、義務として当たたらさせていただかないといけないというただ真面目な気持ちで参加しただけですが、報道の方がそういう偏見の目で見ているのであればやめていただきたいと思い、必ずこの場で言いたいと思って今日来ました。自分がそれなりの仕事ができたとと言われると、十分にはできていないと思うのですが、



やはり当たったら少し勉強するとか、真面目な気持ちで参加する人にやっていただきたいと思います。

5番

私も、良い経験をさせてもらいました。初めは怖くて、やっぱり尻込みしてしまうような感じがありましたが、裁判員をやらせてもらっている過程で、もし周りの人で裁判員の通知が届いた人がいれば、やった方が良い経験になるよと言えるようになりました。初めとは裁判員を見る目が変わったような感じがします。

司会者

ありがとうございます。

## 報道機関からの質疑応答

司会者

まず、幹事社から代表質問をお願いします。

幹事社（高知新聞記者）

裁判員を体験して非常に良い経験になったという評価は多いですが、もう一度裁判員に選ばれたら、どうしますか。どのような事件を担当してみたいなどといった希望、もしくは次は辞退をしたいというようなことが考えられると思いますが、その理由も併せて、皆さんにお伺いできればと思います。

1番

私は、前回入ったとき、裁判長に人生で2回選ばれることがあるということを知りましたが、2回目はどうなのでしょう。私は、裁判員が良いのか悪いのかと思いつつ参加したところがありまして、人を裁くというのは生半可な覚悟ではなく、本当に真面目に取り組まなくてはいけないので、私は、次は多分歳もいつていますので、お断りすると思います。

2番

私も次は辞退すると思います。

### 3番

私自身は、選ばれたら義務なので、出ると思います。けれども、私はフランチャイズの商売をしており、本部の人にこうこうで休みますと話をすると、そんなの断れみたいなことを言われましたので、理解が得られにくいということと言えます。

### 4番

もし選ばれたらやらせていただきますけれども、自分が事件を選べるわけではなく、来てみないとどんな事件か分かりませんので、どんな事件をやってみたいというのはいないです。

### 5番

私も、多分選ばれることはないと思いますけれども、選ばれたら辞退をしたいと思っています。やはり、人の人生を左右する場なので、2回目で場慣れではないですが、そういうふうになるのは駄目だと思いますので、辞退したいと思っています。

### 幹事社（高知新聞記者）

それぞれ皆さんが関わった裁判員裁判で、もし控訴された人がいれば聞いてみたい質問ですが、控訴されたときの心境、また控訴審の判決を知ってどのように思われたか、というのを聞かせていただければと思います。

### 司会者

この中で被告人から控訴が出たというのは1番の方と5番の方になりますが、まず1番の方はいかがですか。

### 1番

控訴されたことは知りませんでした。ただ、心の中で、控訴したんだろうなという気持ちはありました。

### 司会者

控訴したんだろうなと思われていたというのは、被告人が判決に対して不服そ

うだったからですか。

1 番

被告人は反省してなかったし、そういう態度も出てなかったの、我々の間では、多分控訴するだろうという話をして別れました。

司会者

5 番の方、いかがですか。

5 番

私も 1 番の方と同じで初耳でして、今びっくりしています。すごく反省もしていたのですが。

司会者

そうすると、判決のときには、このまま判決は確定するだろうと考えられていたのですか。

5 番

はい。

司会者

続いて、各社から個別の質問がありましたら、どうぞ御質問ください。

NHK 記者

裁判は、いろんな証拠が提出されたり証人の方がいらっしゃると思うのですが、そういった方の話を詳しく聞いて感情移入してしまっ、そのことが負担になっていた、判決を決めるときに大きな影響を及ぼしていないかについてお伺いしたいです。

1 番

証人の方がいろいろな場面で話されましたが、あれおかしいよね、というようなのがあり、証人を信用していないような部分がありましたので、そういったことが判決に影響しているようなことはないと思います。

高知新聞記者

5 番の方にお聞きしたいのですが、傷害致死の事件だったようですが、被害者の遺体等の写真が法廷で出されたのか出されてなかったのか、もし出されていれば、そのことの影響があったと考えるのか、なかったと考えるのか、御意見をお聞かせください。

5 番

そういう写真は出てなかったと思います。被告人の方が叩かれたような跡のある写真はあったんですが、被害者の方の写真はありませんでした。その場で模型や絵で、こういうところに打撲があって、というような説明をされたということ覚えています。

司会者

写真が出なかったことによる影響はなかったのですか。

5 番

なかったと思います。かえって写真が出ていたら、やはり気分が悪くなるような人もいたのではないかと思います。

司会者

本意見交換会の最後に、参加した法曹三者の方から感想をお願いします。

検察官

長時間御意見をいただきまして、ありがとうございました。今日皆様から聴かせていただいた御意見で、私が一番印象に残っているというか、検察官も考慮した方がいいなと思うのが、証拠調べで分かりやすくしようという点と、冒頭陳述であまり詳しく説明せず、負担とかを考えながらやらなくてはならないということでしたので、今後活かしたいと思います。検察官は、ドラマだと被害者のためだけというようなところがあるのですが、裁判員裁判では、あくまでも公益の代表者ということで、被告人の良い面も全て考慮した上で、この刑が相応しいという形で求刑しています。こういったことも含めて皆さんの御意見を踏まえて取り

組んでいこうと思いますので、よろしく申し上げます。

弁護士

本日は、お忙しい中、長時間にわたって貴重な御意見、どうもありがとうございました。特に1番の方の御意見にございました2人組の弁護士の若手の方の質問の意図がよく分からないという点ですが、これは弁護士として最も反省しなくてはいけないところでありまして、言葉が難しい、分かりにくいという点は誰もが気をつけています。工夫して言葉を言い換えれば、ある意味では済む問題なんだろうと思うのですが、この人、この事件をどんな風に持って行こうとしているのか、何をどう弁護しようとしているのかが見えない、これは多分致命的な部分なんだろうと思います。それは民事事件でも同じで、要するにこの弁護士は何をしたいのか、この質問は何を聞こうとしているのか、この証拠で何を証明したいのか、そこが分からないというのは多分致命的なところですので、刑事弁護委員会に持って帰ってしっかり研鑽したいと思います。最初で最後になる方にはもう遅い話ではあるのですが、弁護士は被告人に一番近いところにいて、被告人のことを裁判員の方に分かっていたら、被告人にとって適切な判決をいただくという役目を持っているので、裁判員の方からすると何かすごく無様に映ることであっても、弁護士は弁護士なりに苦勞して、この被告人のためにやっているんだという事情もお察しいただいて、職場や御家族の方に、そういうことを言っていた弁護士のことを伝えていただければ幸いです。今日は本当にありがとうございました。

1番

すみません。その辺は重々分かっているつもりです。誠に申し訳ありませんでした。弁護人の方を馬鹿にしたつもりはございません。

司会者

御意見は非常に貴重なものでした。

裁判官

貴重な御意見ありがとうございました。裁判所に対しては、好意的な評価をいただいていたと思いますので、この評価を継続できるように、今後とも努力していきたいと思っております。守秘義務に関してなんですけれども、周りが大分気を遣って聞かれないんだらうとは思いますが、経験を話していただければと思います。次は辞退したいという意見が多かったように思いますけれども、そういう意見も含めて、是非発信していただければと思います。本日は、どうもありがとうございました。

司会者

それでは、これで裁判員等経験者の意見交換会を終了したいと思います。本日は、お忙しい中、御参加いただき、どうもありがとうございました。皆様から貴重な御意見、御感想を承ることができましたので、今後、これを裁判員裁判の運用に活かして、より良い制度にするよう努力してまいりたいと思います。

以 上